

仕様書

1 件名

日本郵政グループ商標のブランド表現における開発・助言・監修の委託

2 目的

日本郵政グループ商標のうち、「〒」マーク（作図基準等は別添のとおり。）について、日本郵政グループのブランドイメージを守りつつ、新しいイメージを追加することで、郵便局ネットワークの進化・成長という期待感の醸成と、郵便局ネットワークの価値再認識を視覚的に促すためのシンボル（以下「コンセプト「〒」マークという。」）として発信できるよう、専門的知見に基づくコンセプト及びデザイン、ルール等の作成を行うとともに、各種アイテムを展開するための適切な開発・助言・監修を委託するもの。

3 委託期間

契約締結日から2025年3月31日まで

4 委託内容

以下の業務について、日本郵政株式会社（以下「当社」という。）広報部（以下「主管部」という。）の指示により、来訪、電話又は電子メール等を介して行うこと。

基本方針及びクリエイティブ指針の策定等（下記(1)及び(2)）及び各制作物の開発（下記(3)、(4)及び(5)）等を行うものとする。

- (1) コンセプト「〒」マーク、「〒」マークの世界観を表現するコンセプトムービー（モーションロゴ。以下「モーションロゴ」という。）及びBGMの開発に向けた基本となるコンセプトやグループ内への浸透策、将来展開の在り方についての整理・提案・策定
- (2) コンセプト「〒」マーク（グラフィック）、モーションロゴ及びBGMの具体的クリエイティブ指針の提案・策定及び、利用レギュレーション（ガイドライン）及び展開方法・展開ルールの整理・提案・策定
- (3) コンセプト「〒」マークの世界観を表現する2Dのモーションロゴの開発・監修。1～2秒（TVCMのエンドカット用）、15秒及び30秒の3パターンのモーションロゴを作成し、それぞれに合った内容とし、それぞれ2案以上提示すること（動きのわかるような静止画フレーム数枚レベル）。
- (4) コンセプト「〒」マークの世界観を表現する3Dのモーションロゴの開発・監修。1～2秒（TVCMのエンドカット用）、15秒及び30秒の3パターンのモーションロゴを作成し、それぞれに合った内容とし、それぞれ2案以上提示すること（動きのわかるような静止画フレーム数枚レベル）。
- (5) モーションロゴに付するBGMの開発・監修。2案以上提示すること（全

体イメージがわかる説明資料等)。なお、フリー素材は使用しないこと。
(6) 上記(1)～(5)に付随するコンサルティング

5 納入成果物

納入成果物は以下のとおりとする。

納入成果物（予定）	納入形態（予定）	数量（予定）
① 前記4(1)～(2)に関する完全版下データ及びPDF等データ	データ	主管部の指示する納入形態で納品
② 前記4(3)～(5)に関する再生用データ	データ	各2部
③ 前記4(3)～(5)に関するWeb配信用データ	データ (日本郵政グループWebサイト等で配信できるよう、MP4(MPEG4)やWMVなど、複数のフォーマットに変換したデータとし、必要に応じて、タブレット等での使用を想定して映像データを軽量化すること)	主管部の指示する納入形態で納品

6 納入方法

- (1) 納入成果物の納入の際、納品日付、内容物及び数量を明記した納品書を添付すること。
- (2) データの作成に当たって使用するソフト及びファイル形式は、主管部と事前に協議し了解が得られたものを使用すること。
- (3) 納入成果物を格納する媒体等（CD-R等）の消耗品は、受託者において用意する等、納入に要する費用は受託者が負担すること。

7 納入期限

主管部から別途指示する。

8 納入場所

100-8791 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
主管部

9 機密情報等

- (1) 受託者は、本契約に関して当社が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に主管部に了

承を得ること。

- (2) 受託者は、本仕様書の作業を派遣社員が行う場合は派遣社員が派遣業務遂行に際して知り得た情報を第三者に漏らし、複製し、目的外に利用し、又は持ち出してはならないようにするため、派遣社員に対して情報の秘密保持義務を遵守させるよう必要な措置を講じなければならない。

なお、派遣期間終了後においても同様とする。

10 その他

- (1) 本件に係る詳細については、本仕様書によるほか、主管部（TEL：03-3477-0198）の指示によること。
- (2) 契約手続については、当社総務部調達室契約担当（TEL:03-3477-0107）に照会すること。
- (3) 受託者は本契約の履行に従事する受託者側労働者（再委託を除く。）に対し、公益通報者保護法に係る当社通報窓口について当社指定の周知文を受領したことを確認の上、当該周知文を用いて周知に努めること。
- (4) 請求書は、検収後、速やかに主管部に提出すること。

「日本郵政グループ」では、国民の間に広く定着し、親しまれている〒マークを引き続き使用します。

〒マークは、明治20年（1887年）に逓信省の徽章としてデザインされたもので、以来百有余年の長きにわたって郵政事業、郵便局の象徴として国民の間で親しまれ、広く認知されてきました。「日本郵政グループ」においても、お客さまにより良いサービスを提供していくための「信頼」と「親しみ」のブランドとして、また、郵政事業を象徴するシンボルマークとして、郵便局のサインとして

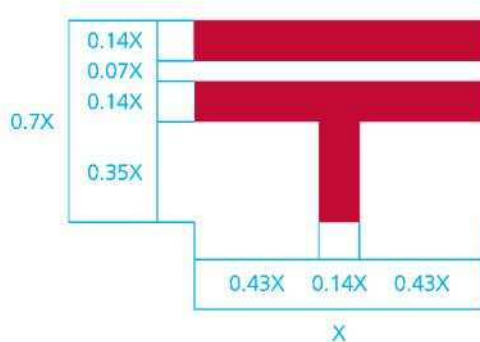
〒マークを引き続き活用していきます。〒マークは、郵政旗等で単独使用する場合がありますが、原則的にはコーポレートブランドマーク等と併用してください。

なお、使用する際には、それぞれの使用基準に従って表示し、必ず「DTPデータ※」で正確に表現してください。

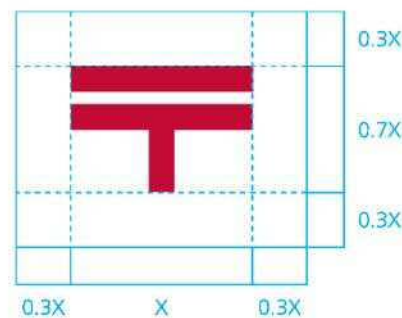
※ DTPデータ：デスクトップパブリッシングデータ、コンピュータデータにより作成される印刷データのこと。




作図基準



クリアスペース基準



※ 別に定める場合を除きます。

 DIC 2493 (4版) Pantone 200C
M100% Y70% K20% RGB: CC0000

※ 〒マークのカラー表示は、「ゆうせいレッド」です。また、〒マークは白抜きで使用しないことが基本となりますが、白抜きで使用する場合は、やむを得ない事情のない限り、「ゆうせいレッド」を背景色とします。